

**鳥取県告示第681号**

鳥取県債権管理事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第16号）第7条第2項に規定する徴収職員について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、出納員をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成21年11月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務  
養育医療費の負担金の一部の収納事務
- 2 委任を受けた分任出納員  
鳥取県西部総合事務所福祉保健局健康支援課  
課長補佐 亀山 慎二  
健康づくり支援係長 谷野 真由美
- 3 委任期間  
平成21年11月9日から平成22年3月31日まで